

青年部会臨時運営規定

本規定は、当青年部会規則並びに諸規定に定めるところに係わらず、令和4年度の当青年部会運営に関する原則を定める。

- 第1条 ちっご祭を当青年部会の全体事業と位置づけし、全員の参加を目指し、親睦を深めることを目的とする。
- 第2条 副専務理事は、専務理事を補佐すると共に副会長の役割を担うものとする。
- 第3条 各委員会には、委員長を1名、副委員長を2名及び委員若干名を置く。
- 第4条 災害及びパンデミックに伴い会長の判断で役員会（その他）をweb会議としていい。
- 第5条 適切な予算運営を行う為、登録費及び旅費の一部を出向費とし、予算支出の部に出向費の科目を追加する事とする。

附則

1. 本規定は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日までとする。